

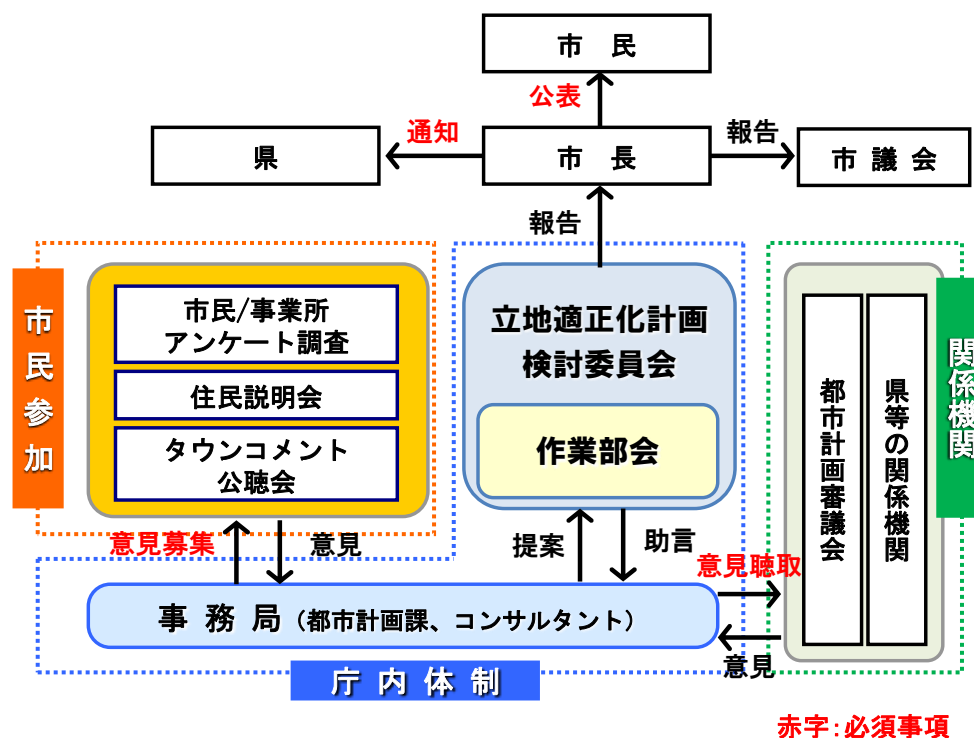
参考資料

1. 策定経緯

(1) 策定スケジュールと内容

	年月	会議体	内容
令和 4年	8月26日	第1回庁内検討委員会	作業部会設置、見直し内容等
	11月10日	公共交通商業部会	観光交通課へのヒアリング
	11月10日	福祉保健部会	長寿支援課へのヒアリング
	11月10日	公共施設部会	建築住宅課へのヒアリング
	11月15日	公共交通商業部会	政策推進課へのヒアリング
	11月15日	公共施設部会	管理課へのヒアリング
	11月22日	防災安全部会	防災まちづくり推進課へのヒアリング
	12月20日	第2回庁内検討委員会	見直し素案等
令和 5年	1月18日	第3回庁内検討委員会	見直し素案
	2月6日	調整会議	
	2月15日	議員全員勉強会	
	2月15日～ 3月1日	タウンコメント	見直し案
	3月2日	第4回庁内検討委員会	
	3月6日	都市計画審議会	計画決定

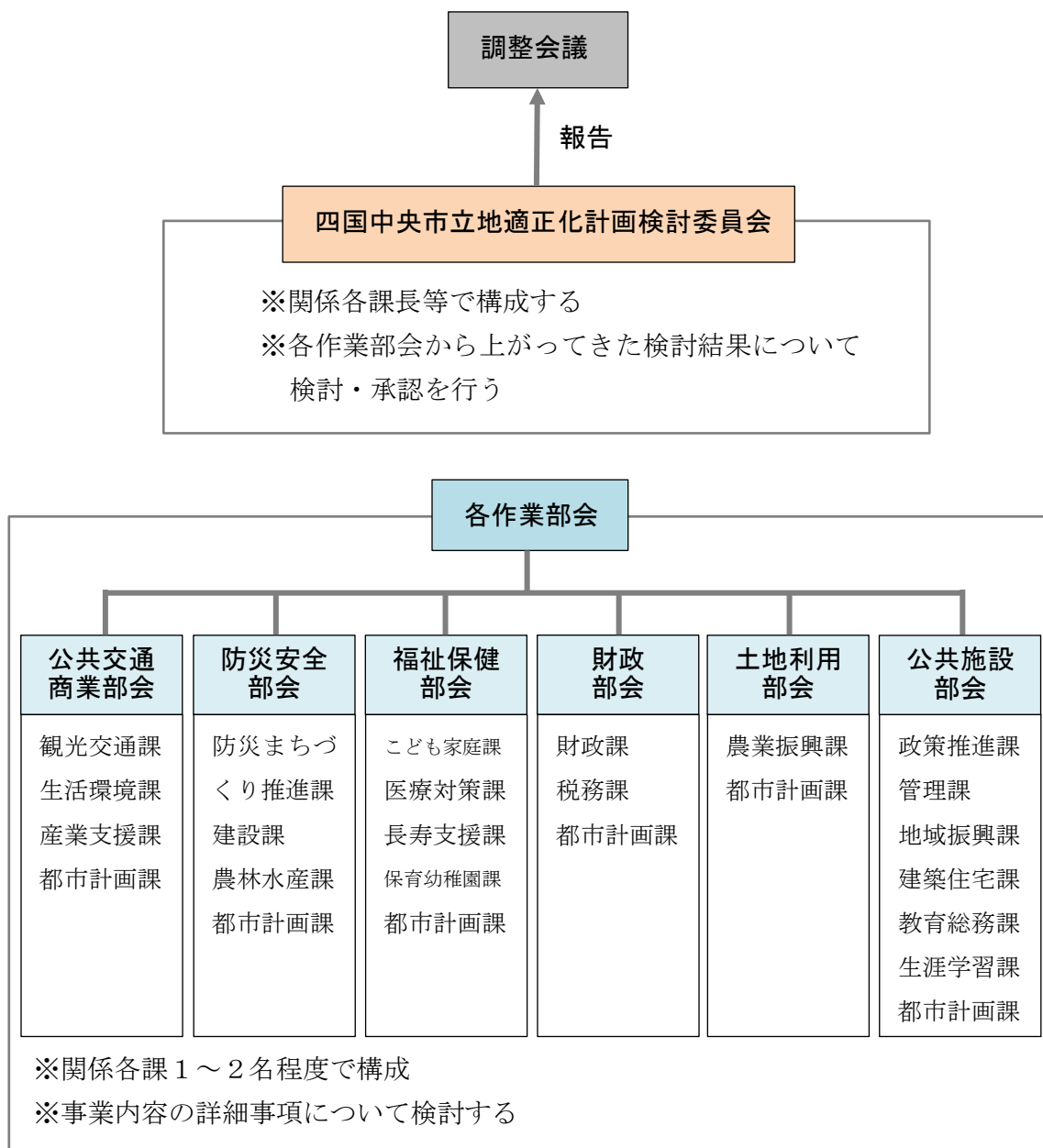
(2) 策定体制



(3) 検討委員会の体制

No.	所属部署・役職	備考	No.	所属部署・役職	備考
1	建設部長		12	こども家庭課長	
2	都市計画課長		13	保育幼稚園課長	
3	財政課長		14	産業支援課長	
4	防災まちづくり推進課長		15	観光交通課長	
5	政策推進課長		16	農業振興課長	
6	地域振興課長		17	農林水産課長	
7	管理課長		18	建設課長	
8	税務課長		19	建築住宅課長	
9	生活環境課長		20	教育総務課長	
10	医療対策課長		21	生涯学習課長	
11	長寿支援課長				

(4) 作業部会の体制



2. 誘導施設等の定義

(1) 医療施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
特定機能病院	<ul style="list-style-type: none"> 一般の病院などから紹介された高度先端医療行為を必要とする患者に対応する病院として厚生労働大臣の承認を受けた施設。 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の病院としての設備に加えて集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室を備え、病床数 400 以上、10 以上の診療科、来院患者の紹介率が 30%以上の条件を満たすもの。 	愛媛大学医学部附属病院（東温市）	医療法第 1 条の 5 及び第 4 条の 3
地域医療支援病院	<ul style="list-style-type: none"> 紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認する施設。 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院の規模は原則として病床数が 200 床以上の病院であること。 他の医療機関からの紹介患者数の比率が 80%以上（承認初年度は 60%以上）であること。あるいは紹介率 40%以上かつ逆紹介率 60%以上であること。 他の医療機関に対して高額な医療機器や病床を提供し共同利用すること。 地域の医療従事者の向上のため生涯教育等の研修を実施していること。 救急医療を提供する能力を有すること。 	喜多医師会病院（大洲市）、松山赤十字病院（松山市）、愛媛県立中央病院（松山市）、市立宇和島病院（宇和島市）	医療法第 1 条の 5 及び第 4 条
病院	<ul style="list-style-type: none"> 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。 	HITO 病院、他	医療法第 1 条の 5

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
診療所	・医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。	四国中央市急患センター、ふじえだファミリークリニック、他	医療法第1条の5
調剤薬局	・調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設。	三島中央薬局、宇摩調剤薬局、他	医療法第1条の2

医療法、厚生労働省 HP

(2) 社会福祉施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
老人福祉センター	・無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。	四国中央市老人福祉センター	老人福祉法第20条の7
老人デイサービスセンター	・日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法や生活等に関する相談および助言、健康診査等のさまざまなサービスを日帰りで提供することを目的とする施設。	四国中央市デイサービスセンター なないろ、他	老人福祉法第20条の2の2
小規模多機能型居宅介護	・利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行う施設。	山田井の郷、高齢者複合施設ロイヤル新町	介護保険法第8条の19
地域包括支援センター	・地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する。	四国中央市地域包括支援センター	介護保険法第115条の46
保育所	・保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限る、幼保連携型認定こども園を除く。）。	中曽根保育園、他	児童福祉法第39条

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
地域子育て支援拠点	・乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。	乳児保育所 こども村 子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項
児童館 (児童センター)	・地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。	四国中央市 みしま児童センター	児童福祉法第40条
発達支援センター	・障害を持つ児童を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を目的とする施設。 ・また、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点。	四国中央市 発達支援センター	児童福祉法第43条、子ども・若者育成支援推進法第13条
その他福祉関連法に定める施設	・上記のほか、社会福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、生活保護法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律、介護保険法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、母子保健法又は障害者総合支援法に定める施設又は事業の用に供する施設のうち通所等を目的とするもの。		

老人福祉法、公益社団法人全国老人福祉協議会 HP、介護保険法、児童福祉法、厚生労働省 HP 等

(3) 教育文化施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
認定こども園	・就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところ。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴。	土居東こども園、川之江こども園、他	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項
幼稚園	・義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設。	三島東幼稚園、他	学校教育法第1条及び第22条
小学校	・心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とした施設。	川之江小学校、三島小学校、他	学校教育法第1条及び第29条

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とした施設。 	川之江北中学校、三島西中学校、他	学校教育法第1条及び第45条
高等学校 中等教育学校、 特別支援学校、 大学、 高等専門学校	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とした施設。 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とした施設。 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とした施設。 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。 	川之江高等学校、三島高等学校、土居高等学校	学校教育法第1条及び第50条他
専修学校 各種学校	<ul style="list-style-type: none"> 専修学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う施設。 <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 修業年限が一年以上であること。 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> 各種学校は、上記の他、学校教育に類する教育を行う施設。 	四国中央医療福祉総合学院	学校教育法第124条、第134条

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
図書館	・ 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの。	川之江図書館、三島図書館、他	図書館法第2条
博物館	・ 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもの。		博物館法第2条
劇場、ホール	・ 演劇・舞踊・音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもの。	土居文化会館（ユウホール）	消防法政令別表1の解釈より（東京都消防設備協同組合）

市HP、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、学校教育法、図書館法、博物館法、消防法施行令、東京都消防設備協働組合HP

（４）商業施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
大規模小売店舗 (1,000㎡超)	・ 小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗であって、建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるもの。	フジグラン川之江店、他	大規模小売店舗立地法
食料品スーパー、食料品専門店	・ 1,000㎡以下の食料品を取り扱うスーパー及び専門店。 ・ 食料品スーパーは250㎡以上で食料品の取扱いが70%以上 ・ 食料品専門店は各種食料品の取扱いが90%以上	木村チェーン三島店、他	経済産業省商業統計調査における業態分類の定義より
コンビニエンスストア	・ 食料品を取り扱っており、売場面積が30㎡以上250㎡未満、14時間以上の営業時間の施設。		経済産業省商業統計調査における業態分類の定義より

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
映画館	・公開された映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものをいう。	TOHO シネマズ新居浜	消防法政令別表1の解釈より（東京都消防設備協同組合）

大規模小売店舗立地法、商業統計調査、消防法施行令、東京都消防設備協働組合 HP

(5) 金融施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
郵便局	・郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行う施設であって、銀行代理業を行う施設。	伊予三島郵便局、他	日本郵便株式会社法第2条の4、5
銀行、信用金庫等	・銀行は、内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む施設。 ・信用金庫等は、長期信用銀行法に規定される長期信用銀行、又は信用金庫法に規定される信用金庫、農業協同組合法に規定される農業協同組合及び農業協同組合連合会にあつて貯金又は定期積金の受入れを事業とする施設。	伊予銀行三島支店、他	銀行法第2条、長期信用銀行法第2条、信用金庫法、農業協同組合法

日本郵便株式会社法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法

(6) 行政施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
市役所本庁舎	・市条例における本庁舎。		地方自治法第4条、市条例第1号第2条(1)
その他の行政施設	・本庁舎以外の窓口サービス等を実施する行政施設。		

地方自治法、市条例第1号

(7) 複合施設

施設	定義及び要件の概要	施設の例	根拠法等
地域交流センター	・地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設であり、集会機能、会議機能、子育て支援機能、防災拠点機能などが集約された複合施設。		